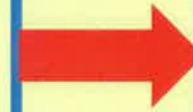


障がいがある方への運賃割引制度

- ・身体障がい者割引
- ・知的障がい者割引
- ・精神障がい者割引(※市内路線のみ)
- ・児童福祉法適用を受ける方に対する割引



普通旅客運賃	5割引
定期旅客運賃(大人)	3割引

★運賃の適用方法

ア. 身体障がい者の方への割引

身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている方及び介護人の方
(当社において介護人を必要と認めた場合)

イ. 知的障がい者の方への割引

療育手帳制度要綱に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている方及び介護人の方
(当社において介護人を必要と認めた場合)

ウ. 精神障がい者の方への割引

精神保健及び精神障害者福祉法第45条第2項の規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
及び介護人の方(当社において介護人を必要と認めた場合)

エ. 児童福祉法の適用を受けている方への割引

児童福祉法第12条の4及び第41条から第44条に規定する諸施設により養護又は保護を受けている方
及びその付添人の方(当社において付添人を認めた場合)

★お支払いの際、各種障がい者手帳・療育手帳・MIRAIRO IDを運転手にご提示ください。

※市内路線とは、市内コミュニティバス・徳田線・下多寄線・御料線のことを言います。

デマンドバス